

令和4年度第4回南魚沼市上下水道審議委員会

令和4年9月28日(水) 9:30~10:50

南魚沼市役所 本庁舎 2階 小会議室

出席委員 10名

小野塚昭治、上村博嗣、山口隆志、樋口和人、阿部美知子、駒形純、原澤貢、桑原廣美、川上梨恵子、小宮山睦子

参与 1名

米山信男税理士

上下水道部 9名

(林市長)、内藤上下水道部長、上村水道課長、河邊水道業務係長、斎藤施設主幹、秋山工事主幹、鈴木主任

議 事 録

【開会】事務局

1. あいさつ(市長) その後、議事審議のため退席

2. 議 事

会 長：9月定例会での議論について、水道審議委員会に対して、何かありましたらお願いします。

上下水道部長：9月定例会において、水道審議委員会の水道料金改定の議論がありました。料金改定は、市民目線でよく審議してもらいたい。また、福祉減免制度の廃止については、市民へ丁寧に説明してもらいたい。そして、10㎡未満の水道使用者の方は広く恩恵を受けられる。そういう広い目線で料金改定を進めていることなどの内容でした。

会 長：わかりました。

会 長：議事(1)水道事業水道料金改定の審議(第5回)について事務局から説明願います。

水 道 課 長：資料1「南魚沼市水道事業水道料金改定の審議」に沿って、審議を始めさせていただきます。1P、もくじをご覧ください。今日、審議をお願いする項目になります。大項目1、前回の審議委員会で検討して頂いた4点について審議結果について確認していただき、追加でご意見があればお願いしたいと思います。そして、2.新水道料金(案)の決定について、5項目の提案について、審議をお願いします。その後、答申書の取りまとめについて確認して

いただきます。

2 P、(1)要望書の検討からはじめます。社会福祉法人南魚沼福祉会より提出された福祉事業に新たに用途区分を設けて、安価な水道料金を望む「要望書」に対する審議でした。要因は、福祉事業は、営利を目的とせず、高齢者、障がい者福祉に貢献しているが、諸経費の高騰により経営に影響が出ているものと考えます。

検討の要点ですが、1点目「福祉介護事業は、取扱い事業が多岐にわたり、対象とするための、事業要件を絞り込むことが大変難しいことから、複雑な対象要件を設定するような料金設定は、避けなければならない」、2点目「福祉事業に対して安価な料金を設定した場合、その減収分は一般会計からの繰入金金を充てるべきと考えられる。しかし、特定の事業者を対象にする繰入金は、疑問が残る」でした。以上の検討を踏まえて、事務局が示した方針は、「福祉事業に対する『安価な用途設定』はしない」に対して、審議の結果は、「事務局の方針を承認する」との判断でした。なお、審議の中で、次のような意見がありました。1点目「ほかの大口使用者と同様の取扱いとするなら、一般会計繰入金による値上げ緩和措置を強く望む」、2点目「検討資料にあった料金比較を見ると、温泉旅館は、優遇されていると感じる。この温泉旅館に対する料金も段階的にシンプルな水道料金設定に改めるべきである。」以上が、(1)要望書の検討についての確認になります

次に、3 P、(2)福祉減免制度の検討に移ります。令和4年6月時点で対象世帯595件に実施している料金減免制度についてです。この制度は、基本料金が10m<sup>3</sup>まで2,460円と一律のため、水道使用量が少ない場合に割高な水道料金を支払っている、収入の少ない高齢者世帯に対して時限的な措置として、基本料金の一部を減免するもので、平成24年度に開始され、10年が経過する制度です。この福祉減免制度による減収分は一般会計からの繰入金金が充てられており、この制度の継続について審議を行いました。検討の要点ですが、1点目「使用量が10m<sup>3</sup>以下のため、結果的に割高な基本料金を負担している世帯は、制度の対象世帯の半数程度の54%である」2点目「今回の料金改定によって、高齢者世帯に限らず、使用量の少ない世帯の割高な負担は解消されより広く継続的に基本料金の軽減が図られること

になる」でした。以上の検討を踏まえて、事務局が示した方針は、「時限的な福祉減免制度は、終了したい」に対して、審議の結果は、「事務局の方針を承認する」との判断でした。なお、審議の中で、次のような意見がありました。「福祉減免制度の終了だけが、強調されることのないように、一般の使用量の少ない世帯は、広く基本料金の負担が軽減されることを十分に説明すること」を求められました。以上が、(2)福祉減免制度の検討についての確認になります。

次に、4 P(3)リゾートマンション料金の検討です。石打、中之島地区にあるリゾートマンション5棟、最新の給水件数2,822件に対する料金の取扱いについてです。今回の料金改定によって、一般水道料金は、10m<sup>3</sup>の基本水量設定がなくなり、メーター口径毎の基本料金に1m<sup>3</sup>から使用量に応じた従量料金を加算したものを水道料金とする料金体系への改定を進めていますが、リゾートマンション内の使用者に対して、一般と同様の取扱いをした場合、月の使用量が10m<sup>3</sup>未満のケースが多いため多額の減収が見込まれるため、リゾートマンションの料金の設定について審議を行いました。検討の要点ですが、「リゾートマンションについては、現在の水道施設規模を定める際に供給水量の拡大の要因と捉えて、事業計画を進めていることから、相応の経費負担を求めていくことが妥当と判断している」でした。以上の検討を踏まえ、事務局が示した方針は、「リゾートマンション内の使用者に対して、10m<sup>3</sup>を基本水量とする一般と異なる特殊料金を新たに設定したい」であり、審議の結果、「事務局の方針を承認する」との判断でした。なお、審議の中で、次のような意見がありました。「マンションをアパートのように使用して、住民登録を行い、住民税を納付している市民には、一般の水道料金を適用するべきとも考えることができる。マンションの定住化は、市民を増やす施策につながることから、相応の配慮を求める」ものでした。確認したところ、リゾートマンション5棟で住民登録されている部屋が約170室あることが確認されました。給水件数2,822件の6%に相当するものでした。事務局も何らかの対応が可能な点も不明な点も多いことから、マンション管理組合と相談して対応を検討します。以上が、(3)リゾートマンション料金の検討についての確認になります。

次に、5 P(4)繰入金の検討です。事務局が示した、改定後の確定基準額は、メーター口径13mm、20mmの使用者は、月の平均的な使用量における改定率は、1.6%の値下げでした。一方でメーター口径25mm以上の使用者は、同じく月の平均的な使用量における改定率が、29.3%の値上げになっています。値上げが段階的な実施になるように、一般会計に対して繰入金の要望を行うことについて、審議を行いました。検討の要点ですが、1点目「一般会計繰入金5,000万円によって、25mm以上の値上げ率を約3%抑えることができることが、試算によりわかっている」、2点目「繰入金は、時限的な政策判断により行われるため、将来にわたり継続して繰入を約束するものではない」、3点目「急激な料金値上げの緩和をするため、25mm以上の使用者の平均改定率を20%程度に抑えたい」でした。以上の検討を踏まえ、事務局が示した方針は、「令和9年度まで、総額1億5千万円の繰入金を要望する」であり、審議の結果、「事務局の方針を承認する」との判断でした。なお、審議の中で、次のような意見がありました。「大口使用者水道料金『激変緩和措置』に、一般会計から繰入金を要望すること」でした。以上が、(4)繰入金の検討についての確認になります。

なお、前回の審議では、料金改定の今後の方針についても説明を行いました。今回の改定の対象期間が令和5年度から9年度までの5年間であり、令和10年度以降は、改めて期間の総括原価を算定して適正な水道料金について確認を行い、必要ならば料金の改定を検討することになります。今後は、定期的に水道料金の適正化を図り、経営の現状に即した料金のもと、健全な発展とサービスの向上に努めてまいります。そして、説明について、次のような意見がありました。「ふるさと納税などの財源を活用して、長期間稼働する水道施設の投資や管路の建設をすれば、世代を超えて全市民が恩恵を受けることができ、ふるさと納税の本来の趣旨にあったものなる」です。ふるさと納税の活用については、事務局としても注目すべき財源ですので、市長部局と相談して判断します。

ここまで、前回の審議4項目について、確認を行いました。ご意見などがあればお願いします。

会 長：1. 前回の審議について、意見や質問はありませんか。

A 委 員：水道料金改定で、大口使用者の水道料金が値上げになるわけですが、使用量が少ない場合は、口径を小さくする検討をお願いすると思います。口径を小さくする場合の工事費用（経費）などは、誰が負担することになりますか。口径を小さくすることで、水道料金が少し下がるわけですが、使用者に多額の工事費用がかかるようであれば大変だと思います。

上下水道部長：口径を小さくする工事費用については、水道使用者になります。従って、水道料金の値上げ分と、工事費用分をご検討していただきたい。ただ、個々で口径を小さくする工事費用は違うので、概算費用がわかる資料を作成しなければならないと思っています。

A 委 員：水道料金を安くするために、工事費用がかかるようであれば、使用者が判断できるように、丁寧に説明をしてもらいたい。

米山税理士：5Pの繰入金に記載してある1億5千万円ですが、何年から何年を対象になりますか。

水道課長：令和5年度から令和9年度の5年間の間に、総額1億5千万円を一般会計からの繰入れです。

米山税理士：一般会計繰入金5千万円というのは、1年で5千万円ということではないのですか。

水道課長：5千万円の繰入金をいれてもらうと、水道料金3%値上げを抑えることができるという、試算の数字です。水道料金10%値上げを抑えたい方針でしたので、1億5千万円という数字になりました。水道料金の算定期間は令和5年度から令和9年度の5年間です。その期間に一般会計より総額1億5千万円を繰入れの方針で、一度に入れていただいても、その年は利益がでるが、残りの4年は、損失になる可能性がある。均等に繰入れていただくよう協議します。

米山税理士：福祉減免制度で、水道使用量が10m<sup>3</sup>以下で高額の基本料金を負担している世帯は約54%ですが、水道使用量10m<sup>3</sup>を超える世帯については、どうするのですか。

上下水道部長：水道使用量が10m<sup>3</sup>以下、10m<sup>3</sup>を超える世帯についても、特に区分せずに、一律口径別水道料金で水道料金をいただくことになります。

米山税理士：一般料金ということですね。

上下水道部長：そうです。今のところ、水道料金を区分けすることは考えていません。あくまでも、シンプルな水道料金にしていきます。

会 長：ほかに質問などありませんか。

委 員：「なし」

会 長：前回の審議内容については、これでよろしいでしょうか。

委 員：「異議なし」

会 長：次に、2. 新水道料金（案）(1)一般料金について説明願います。

水道課長：[資料1](#) 6 Pをご覧ください。2. 新水道料金（案）(1)一般料金についてです。ここからは、事務局の示す新料金について審議と意見の取りまとめをお願いします。

一般料金「税込み」についてです。左側、みどり色の表が現行料金表です。メーター口径が13mmから100mm以上まで、基本料金は、一律10m<sup>3</sup>まで2,460円になります。また、従量料金は、11m<sup>3</sup>から5,000m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>当たり246円、5,001m<sup>3</sup>から10,000m<sup>3</sup>まで214円、10,001m<sup>3</sup>以上が134円です。

次に真ん中、黄色の表が、繰入金が無い場合に適用される確定基準額になります。13mmの基本料金1,628円、以下20mm1,683円、25mm、30mm、100mm以上176,000円までの基本料金と1m<sup>3</sup>当りの従量料金、13mm、20mmについては、10m<sup>3</sup>まで1m<sup>3</sup>当たり77円、その他は1m<sup>3</sup>当たり242円になります。

そして、右側青い表が、激変緩和措置のため、一般会計から1億5千万円の繰入金を見込み新料金（案）としたものです。基本料金は13mm、20mmは、確定基準額をそのまま適用、25mm以上の基本料金に繰入金を配分し、値上げ率の緩和をはかりました。結果として、25mmは3,410円が1,760円となり、100mm以上は176,000円が86,350円まで、25mm以上すべての口径で基本料金が半額以下に軽減されています。なお、従量料金は確定基準額のまま、旧簡易水道一般料金も、この料金表が適用されます。

7 Pをご覧ください。第3回の審議資料に使った「メーター口径別の給水

件数と料金の比較」です。左からメーター口径、給水件数とその割合、月の平均的な使用量、平均使用の現行料金、平均使用の繰入後新料金（案）、1か月の差額、年間の差額、改定率、13mm及び20mmの平均改定率と25mm以上の平均改定率を比較しています。注目していただきたいのが、一番右側の平均改定率で25mm以上の平均改定率が繰入前の29.3%の半数以下を示す13.9%に軽減されている点です。

次に8P「平均的な使用量における料金と改定率の比較」のグラフをご覧ください。上段の表は、メーター口径13mmから30mmの平均的使用量の料金を、現行料金と確定基準額、そして繰入後の新料金案について、その料金と改定率をグラフにしたものです。注目して頂きたいのが、黒点線の折れ線グラフで、確定基準額の改定率を示しています。そして、赤実線の折れ線が繰入後の改定率を表しています。こちらも繰入金によって改定率が半数以下に抑えられていることをイメージしていただきたいと思います。

加えて、別紙になりますが、資料2「口径別改定率の詳細」と資料3「県内22市町水道料金の比較表」をご覧ください。使用量に、応じた現行料金、確定基準額、繰入後新料金（案）について額を示し、現行料金と繰入後新料金（案）の差額と改定率を示しています。13mm、20mmは、差額、改定率共にマイナスの値下げです。25mmは3m<sup>3</sup>まではマイナスの値下げになりますが、それ以上はプラスの値上げ、30mm以上50mmまでは、大きな使用量で逆転するところがありますが、概ねプラス値上げの改定、75mm以上は表のすべてプラス値上げの改定を示しています。次に、資料3「県内22市町水道料金の比較表」です。県内20市に近隣の2町を加え、水道料金を比較した表になります。みどり色の現行料金と黄色の繰入後新料金（案）で使用量に応じた金額の比較をしています。13mm、20mmの県内順位は変わりませんが、金額は安い方である左側にシフトしています。25mm以上は、すべて右側高い方にシフトしています。以上、新水道料金（案）一般料金の説明をしました。この料金案について、審議と意見の取りまとめをお願いします。

会長：2. 新水道料金（案）(1)一般料金について、意見や質問はありませんか。

B 委員：質問です。資料3の図で、上に1～順番にあります。右側に行くと、例えば15/14と記載されていますが、どういう意味でしょうか。

水道課長：資料3の図の説明ですが、南魚沼市が新料金、現在の料金と2つ出てきます。

例えば、口径30mm100m<sup>3</sup>の使用量は、現在の水道料金のみどり色になっている部分を見てみると、県内で14番目ですが、新料金（黄色）になると料金が値上げになり、少し右側に異動するため15番目となります。「/」の左側が南魚沼市現行料金の順位、「/」の右側が新料金の順位となります。

米山税理士：11P(4)特殊料金③リゾートマンションは、10m<sup>3</sup>までは基本料金、それ以上は使用量に従量料金をかけたものと認識しています。一般料金の算定についても、そのリゾートマンションのような考え方を準用して算定ができないものかと、以前から思っていました。例えば、0m<sup>3</sup>～5m<sup>3</sup>までの基本料金を設定すると、水道料金を値下げできると思います。そうすると、南魚沼市の水道料金が資料3の料金比較表で安い順位にシフトできるのではないのでしょうか。何か、知恵やテクニックなどを使いながら水道料金の算定をしてもらいたい。また、何か検討された資料があれば提示して下さい。

上下水道部長：いい提案だと思います。新料金改定の水道料金は、例えば、13mmは、0m<sup>3</sup>1,628円の基本料金に1m<sup>3</sup>毎（10m<sup>3</sup>まで）77円の従量料金が加算されていきます。例えば5m<sup>3</sup>まで、10m<sup>3</sup>まで基本料金だけの水道料金として、従量料金を加算しない設定にすれば、水道料金は安くなり、資料3の県内22市町水道料金比較表で順位が安い方へ上がり、表の右側から真ん中に来るのではないかというテクニックの提案だと思います。その手法（基本水量制）を採用すると、その部分の水道料金が減収になりますので、その減収分を大口使用者の方に負担していただくこととなります。結果的に、現在の水道料金から相当アップするということになり、今回の料金改定では非常に難しいと考えています。水道料金については、口径別水道料金体系に移行した後の、次回の改定で検討することも可能かと思っています。米山税理士からの良いご提案ではありますが、今回の水道料金改定では非常に難しいと思います。次回の改定で検討させていただきたいと思っています。

米山税理士：水道料金の改定後もほとんどの口径が高い水道料金になるのではなく、一部でも安い水道料金にできないものかと思っています。例えば5m<sup>3</sup>までは十日町市と同じ水道料金にできないものかと思っています。この資料3県内22市町水道料金比較表は非常に見やすく、良い資料だと思います。この資料の口径



30mm以上の大口使用者の水道料金は、現行料金、料金改定後も一番高いわけではないが、一般家庭は、現行料金及び料金改定後も、高い水道料金のままです。で、この提案が出来ればと思います。

上下水道部長：口径が13mmの水道の使用水量が少ない使用者の方については、2千円代ではなく、千円代に出来る手法ができれば良かったと思いますが、新水道料金については、この額での配分が限界と捉えています。それから、資料3ですが、水道使用者の公平化が大切だと思います。使用者毎に同じ負担割合にしたいという考え方です。確かに県内全体から見ると、高い料金ではありますが、今までは口径が13mm、20mmの使用者が一番高い表の右側に、口径が30mm以上の使用者は、中央の位置にいました。これは、大口使用者は、現行水道料金では、負担が少なかったことを表しています。水道料金改定でこの状況を改めたいということです。しかし、料金改定後も水道料金は高い位置ですが、負担の公平が一番重要だと考えています。

会 長：この案件については、今回の水道料金改定でなく、次回の改定で、検討する案件として、引き継ぐことでよろしいでしょうか。

上下水道部長：先ほどの、米山税理士の提案内容はわかりました。そういう料金設定をしている市町村もありますので、実施の有無は別として、要望については、承知しました。

会 長：今回の水道料金改定は、水道法の第1条に基づき、対応されていると思います。ただ、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」については、これまでも、期間を経て抜本的な改革をして取り組んできました。例えば、非常用水源を活用し井戸水源に移行することなど、1日も早く実現することが大事だと思います。水道料金の全体の収支の中で、ある使用者の負担を少なくすれば、誰かの負担を大きくせざるを得ないです。そこだけで、水道料金を解決することは非常に難しいことだと思います。したがって、安い水道料金で市民が安全で生活するためには、抜本的な改革が必要になります。これまでも改革を実施してきたと思いますが、その速度を上げることが大事です。

A 委 員：資料3を見ると、南魚沼市の現況だと思います。今までも色々と審議を重ねてきましたが、口径の大きい使用者の方から、水道料金をいただければ、口径

の小さい使用者の方が下がってくると思います。でも、大きい方の激変緩和の繰入金を一般会計から入れてもらう要望をしてもこの状況なので、会長からお話がありましたが、私は、従量料金を1 m<sup>3</sup>から設定にしたことを第1歩として、下げる努力をした事務局に対し高い評価をさせていただきたいと思います。是非、今後とどまることなく経費削減に努め、水道料金を下げる努力を引き続きしてもらいたいと思います。

会 長：2. 新水道料金（案）(1)一般料金「税込み」を承認してよろしいでしょうか。  
委 員：「異議なし」

会 長：次に、(2)特殊料金①：公衆浴場について説明願います。

水 道 課 長：9 P(2)特殊料金①：公衆浴場「税込み」です。前々回の審議にもとづき、対象3件の公衆浴場について新料金（案）を示します。左側、みどり色の現行料金に対して、一般用25mm以上の改定率13.9%に準じて、料金の値上げを行い、1,001 m<sup>3</sup>以上の従量料金は廃止した、新料金（案）が右側の青色の表に示された料金になります。基本料金はメーター口径に関係なく、300 m<sup>3</sup>まで現行16,042円を18,370円に、301 m<sup>3</sup>以上の従量料金を1 m<sup>3</sup>当たり77円としました。下段に令和3年度の公衆浴場料金が適用されている3件の月平均使用量318 m<sup>3</sup>と月最大使用量433 m<sup>3</sup>で確認した試算結果は、表のとおりです。以上、新水道料金（案）公衆浴場について説明をしました。この料金案について、審議と意見の取りまとめをお願いします。

会 長：(2)特殊料金①：公衆浴場、意見や質問はありませんか。

委 員：「なし」

会 長：(2)特殊料金①：公衆浴場「税込み」を承認してよろしいでしょうか。

委 員：「異議なし」

会 長：次に、(3)特殊料金②：温泉旅館について説明願います。

水 道 課 長：10 P(3)特殊料金②：温泉旅館「税込み」をご覧ください。前々回の審議にもとづき、対象12件の温泉旅館について新料金（案）を示します。左側、みどり色の現行料金に対して、一般用25mm以上の改定率13.9%に準じて、

料金の値上げを行い、新料金（案）が右側の青色の表に示された料金になります。基本料金は、メーター口径に関係なく、300 m<sup>3</sup>まで現行料金50,264円を59,400円に、301 m<sup>3</sup>以上1,000 m<sup>3</sup>まで従量料金を1 m<sup>3</sup>当り187円、1,001 m<sup>3</sup>以上を110円としました。下段に令和3年度の温泉旅館料金が適用されている12件の月平均使用量582 m<sup>3</sup>と月最大使用量3,444 m<sup>3</sup>で確認した試算結果は、表のとおりです。以上、新水道料金（案）温泉旅館について説明をしました。この料金案について、審議と意見の取りまとめをお願いします。

会 長：(3)特殊料金②：温泉旅館、意見や質問はありませんか。

委 員：「なし」

会 長：(3)特殊料金②：温泉旅館「税込み」を承認してよろしいでしょうか。

委 員：「異議なし」

会 長：次に、(4)特殊料金③：リゾートマンションについて説明願います。

水道課長：11P(4)特殊料金③：リゾートマンション「税込み」をご覧ください。前回の審議にもとづき、対象5棟のリゾートマンション内2,822件について新料金（案）を示します。左側、みどり色の現行料金に対して、一般の改定新料金の基本料金に、10 m<sup>3</sup>分の従量料金を加えた額をメーターの基本料金とし、11 m<sup>3</sup>以上の従量料金は、一般と同額として新料金（案）を右側の青色の表に示しました。基本料金は、メーター口径13mmから一般の基本料金1,628円に10 m<sup>3</sup>分の770円を加えた2,398円になります。同様に20mm以上についても10 m<sup>3</sup>の従量料金を加えたものを基本料金に設定しています。また、マンションには、建物の入り口の引込に親メーターが設置されていますので、部屋の使用量の合計とマンション建物全体で使用した量に差がある場合は、その分に1 m<sup>3</sup>242円の従量料金を適用することになっています。以上、新水道料金（案）リゾートマンションについて説明をしました。この料金案について、審議と意見の取りまとめをお願いします。

A 委 員：基本的には事務局の案で良いと思います。ただし、住民税を支払いされている方については、答申にいられておいた方が良いと思います。マンションの管理組合と話し合いを行い、アパートのように利用されている方は一般料金を適

用できるのか。また、南魚沼市民とリゾートマンションとして使用している方との内部的な調整ができるのか心配です。

上下水道部長：リゾートマンションにお住まいで住民税をお支払いいただいている方についての水道料金については、答申にいられていきます。実際には、住民登録をしている方なので、なんらかの対応は必要だと考えています。課長の説明でもありましたが、水道課からマンション組合へ水道料金を請求し、マンション分1棟まとめてお支払いいただいています。そして、マンション組合から各お部屋の水道料金はどのように請求をされて支払いされており、マンション毎に違うのではないかと思います。その辺の調整が必要になるのではないかと思います。例え、水道料金を下げても、本当にマンション組合から各お部屋の住民に伝わるかどうかはわからないため、今後マンション組合と協議をして、検討していかねばならないと思います。

会 長：ほかに、意見や質問はありませんか。それでは、(4)特殊料金③：リゾートマンション「税込み」を承認してよろしいでしょうか。

委 員：「異議なし」

会 長：次に、(5)特殊料金④：臨時について説明願います。

水道課長：12P(5)特殊料金④：臨時「税込み」です。前々回の審議にもとづき、臨時について新料金(案)を示します。臨時の新料金(案)は、据置きですので、左側、みどりの現行料金をそのまま、新料金(案)にしています。一応、確認のため、審議をお願いします。また、大項目2. 新水道料金(案)の決定を通じて何か意見があれば、お願いします。

会 長：(5)特殊料金④：臨時について、意見や質問はありませんか。

委 員：「なし」

会 長：(5)特殊料金④：臨時「税込み」を承認してよろしいでしょうか。

委 員：「異議なし」

会 長：次に、3. 答申書の取りまとめについて説明願います。

水道課長：13P大項目3. 答申書の取りまとめについてご覧ください。今回の審議で、

南魚沼市長より諮問された南魚沼市水道料金体系の見直し及び料金の改定についての審議を終え、市長に対する南魚沼市審議委員会の「答申書」を作成します。答申書の提出は、令和4年10月28を予定しています。従って、事務局で今日までの審議を反映させた「答申書（案）」を、10月18日を目途に作成します。この「答申書（案）」を、次回の審議委員会の前に、全員と米山参与から確認をしていただき、訂正や意見について、文書等で取りまとめ、「答申書」を作成したいと考えております。その「答申書」は、次回10月28日に、まず、審議委員会で確認、必要ならば訂正、承認までを行い、その後、南魚沼市長に「答申書」の提出を行う予定にしております。この取りまとめ方針で進めていきたいのですが、よろしいでしょうか。

会長：3. 答申書の取りまとめについて、このまま進めていただくことでよろしいでしょうか。

委員：「異議なし」

会長：次に、4. 審議委員会のスケジュールについて説明願います。

水道課長：[資料1](#) 14Pをご覧ください。審議委員会のスケジュールをご覧ください。

次回第6回は、10月28日南魚沼市役所本庁舎、市長室の隣、応接室にて審議委員会を開催いたします。答申書の提出を行う、重要な審議委員会になりますので、ご都合を合わせていただき、全委員と参与が揃って「答申書」を提出したいと思っておりますので、宜しく申し上げます。

会長：審議委員会のスケジュールについて、意見や質問はありませんか。

委員：「なし」

会長：議事（2）その他

上下水道部長：米山税理士から貴重な意見をいただきましたので、少し紹介をさせていただきます。資料3の中で、水道課で注目している妙高市をみていただきたいと思います。妙高市が米山税理士のご提案にあった料金体系に近いものになっています。13mmで5㎡は安い方から9番目1，155円、10㎡は、3番目に位置しています。ただし、75mm、100mmは、一番右に位置して、大口の使用者が高い水道料金となっています。そして、妙高市は、南魚沼市と同様、観光地で旅館等もあり、比較的似ている地域と考えています。一般

家庭の負担が少なく、大口使用者の負担が大きい水道料金体系が一般の方には、優しい料金体系ですが、大口の使用者の方には、かなり負担が重い料金体系になります。同じような料金体系を採用しているのが、大きい事業者がある上越市、柏崎市になります。次回、5年後の水道料金改定はこの体系を目指しながら進んでいきたいと思えます。

また、会長より事業をしっかりと進めてほしいとのお話がありました。これは、料金の調整も必要ですが、全体的の原価を抑えるようにとのお話でした。現在、地域別水源方式を進めています。これは非常用水源を含め、ダムの水だけでなく、井戸水への転換を考えています。最初は、動力費がかかっている塩沢地域から進め、上田、中之島、石打地区の井戸は完成しました。現在は、電気や計装関係工事を施工していますので、2～3年後には水源の切り替えをし、費用の削減を図っていききたいと思えます。今後、南魚沼市の水道事業は、ダム水源と、井戸水源の2つを持つことで、災害に強い水道事業となります。現在、静岡市で約6万5千世帯のライフラインが断水となっていますが、静岡市では1つの水源しかない河川の表流水の取水口に土砂等が詰まってしまったので、大規模断水に繋がりましたが、南魚沼市はそうならないように、各地区に井戸を設け複数の水源を持ち、災害に強い水道を目指し、早く実現していききたいと思えます。

水道課長：長時間にわたり審議ありがとうございました。ほかに全体を通して、質問や意見はありませんでしょうか。

委員：「なし」

上下水道事業審議委員会を閉会

以上